

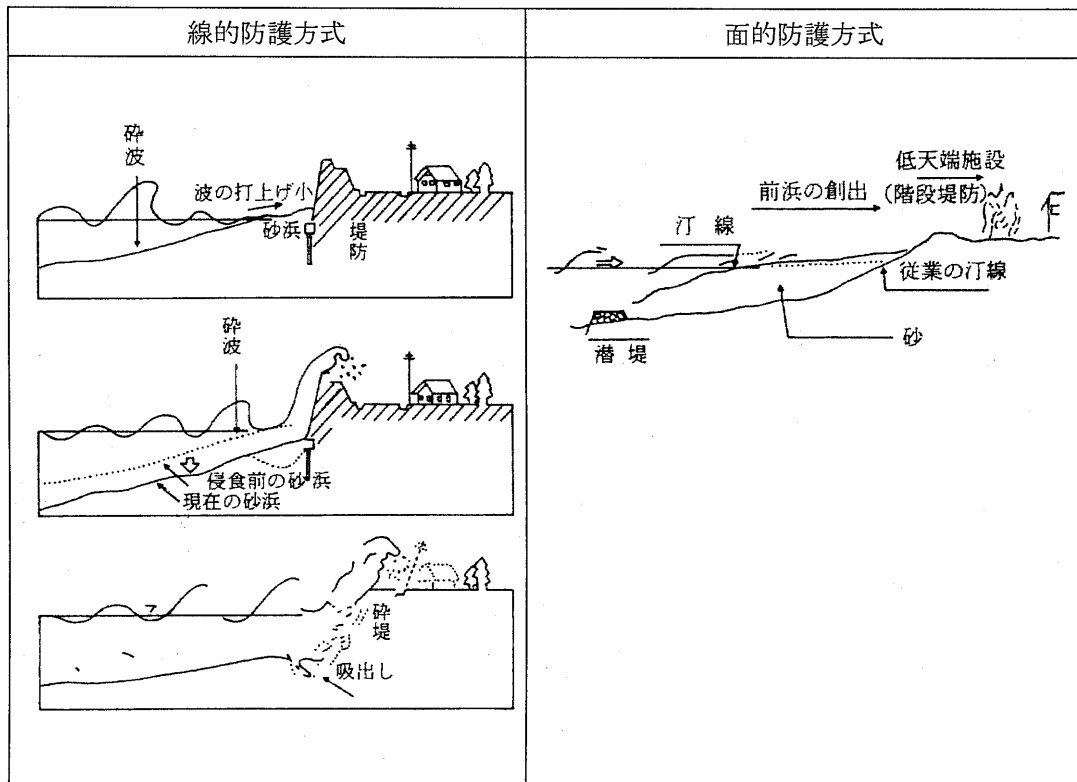
参考 1 整備内容の説明

(1) 防護方式の役割と選定

海岸における基本的な防護方式としては、線的防護方式と面的防護方式がある。

下の概念図に示すように、線的防護方式は、一般的に海岸線に直立型の堤防護岸を線状に設置する方式である。大阪湾沿岸の海岸は、埋立が進められてきた歴史的な経緯や背後地の土地利用が高度化していることなどからほとんどの区間が線的防護方式で整備されている。防護機能は満足するものの、海岸利用の障害となる場合も多い。

面的防護方式は、海岸のフロント部の砂浜を保全あるいは養浜を行うことで砂浜を設け、海岸線には階段堤防などの緩傾斜堤の保全施設を設置する方式で、海岸保全施設を面的な広がりをもって適切に配置し、それらの複合機能により防護するため、海浜の環境や海岸利用に貢献する場合も多い。



出典：「面的な海岸防護方式の計画・設計マニュアル」(H3.3(社)日本港湾協会)

大阪湾沿岸は、台風等による風害、高潮被害から海岸を長期的に防護するとともに、優れた海岸景観や生態系の保全にも十分配慮する必要がある。

このため、面的防護方式の採用が望ましいが、ほとんどの区域においては、現況海岸保全施設の整備状況や立地条件等の制約により線的防護方式を採用せざるを得ない状況にある。しかし、面的防護方式の導入が可能な箇所については面的防護方式の採用を図るものとする。

(2) 整備の際の配慮事項

自然環境の保全や公衆の適正な利用にも配慮した整備を行うため、具体の施設計画を行う際には、以下に示す配慮事項を十分に検討し、地域住民の合意を得たうえで整備を実施するものとする。

○自然環境との調和

- ・ 海岸保全施設を整備する際には事前に現地調査を行い、貴重な藻場、干潟、磯場、岩場や海浜植物などが認められた場合にはその保全を基本に施設の配置や構造について配慮する。
- ・ 人工林などの人工的に創造された環境についても貴重な資源であることから、適切な保全に努める。
- ・ 砂や礫による養浜や生物の生息の場などが創出できる構造を採用し、素材や表面処理等を工夫する。

○魅力ある海岸景観の創出

- ・ 港湾事業など関連する事業と調和のとれた港としての景観づくりを行う。
- ・ 歴史資源を生かし、地域の歴史・文化を醸し出す景観づくりを行う。
- ・ 背後の関連事業とあわせ、水辺の見える眺望の確保や、近景・遠景に配慮し、周囲に威圧感や閉鎖感を与えない構造を工夫し、色彩・素材などの選定を行う。
- ・ 自然景観の回復などの配慮は必要に応じて緑化修景を施し、天然石材など自然素材を利用する。

○海岸利用の増進

- ・ 施設用地に余裕のあるところでは緑化修景や休息スペースなどの確保を行う。
- ・ 面的防護方式の採用にあたっては可能な範囲で遊歩道やベンチなど利便施設の設置を行う。
- ・ 防護面で重要な大型施設において、可能などころについては施設案内板を設置し、見学などによる施設の活用を行う。

○施設のバリアフリー化の推進

- ・ 誰もが安全・快適に海辺に近づき、自然とふれあうことのできるよう「福祉のまちづくり条例」などに遵守した通路やスロープ等を設けるなど、海岸の特性に応じた適切な整備を推進していく。